公園・児童遊園等及び体育館・運動広場等指定管理者募集要項

岸和田市(以下「市」という。)は、岸和田市中央公園(以下「中央公園」という。)、都市公園・児童遊園等(以下「公園」という。)、岸和田市総合体育館(以下「総合体育館」という。)、岸和田市立市民体育館(以下「市民体育館」という。)及び岸和田市立運動広場等(以下「運動広場等」という。)の管理運営を一体的かつ効果的・効率的に行うことにより、利用者等のサービスの向上等を図ることを目的に、施設の「指定管理者」を一括して募集します。

1. 施設の概要

- ◇ 中央公園
 - ① 所在地 資料1参照
 - ② 総面積 資料1参照
 - ③ 主要施設 『中央公園』

スポーツ広場、テニスコート、プール、遊戯広場、市民の広場、 四季の庭、芝生広場、紅葉の谷、桜の苑、管理棟(管理事務所)、 駐車場(第1~第4)

*詳細は「中央公園管理業務仕様書」を参照してください。

◇ 都市公園・児童遊園等

- ① 名称 都市公園(132箇所)児童遊園等(169箇所)資料1参照
- ② 所在地 資料1参照
- ③ 面積 資料1参照
- ④ 主要公園施設 公園施設及び植栽、園路、広場等
- *詳細は「岸和田市都市公園・児童遊園等管理業務仕様書」を参照してください。

◇ 総合体育館

- ① 所在地 岸和田市西之内町
- ② 主要施設 『総合体育館』

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場、トレーニングル ーム、事務所、多目的室

*詳細は「総合体育館管理業務仕様書」を参照してください。

◇ 市民体育館

- ① 名称 中央体育館
- ② 所在地 資料2参照

- ③ 面積 資料2参照
- ④ 主要施設 資料2参照

*詳細は「市民体育館管理業務仕様書」を参照してください。

◇運動広場等

- ① 名称 運動広場(5箇所)、テニスコート(4箇所) 資料2参照
- ② 所在地 資料2参照
- ③ 面積 資料2参照
- ④ 主要施設 事務所、運動広場、テニスコート等
- *詳細は「運動広場等管理業務仕様書」を参照してください。

2. 管理基準

1) 管理運営の基本方針

中央公園、公園及び総合体育館、市民体育館並びに運動広場等(以下「当該施設」という。)を管理運営するにあたっては、当該施設の設置目的や特性を十分把握し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを発揮して、施設等を適切な状態に保ちながら、地域住民や利用者等に対するサービスを充実させ、スポーツ・レクリエーションの振興及び市民の健康、体力の増進に資するよう努めるものとします。また、地域に密着した施設等として、地域コミュニティの醸成、ボランティア参画など市民との協働を推進し、地域の活性化や自治の高揚を高め互いの信頼関係を築き、これまで継続してきた安全・安心の施設管理に資するよう努めるものとします。

2)維持管理の基本方針

当該施設の施設及び設備・備品の維持管理については、それらの位置・機能・特性を十分把握したうえで、清潔かつその機能を正常に保持し、利用者等が快適で安全な利用が図れるよう努めるものとします。

植生管理や植栽地管理についても、当該施設の特性や維持管理区分を踏まえつつ、 各植物の特性に配慮した上で必要な保全管理等を行うものとします。

3) 関係法令等の遵守

当該施設の管理運営を行うにあたり、以下の関係法令等を遵守するものとします。

- 地方自治法、同法施行令
- 〇 社会教育法、同法施行令
- スポーツ基本法、同法施行令
- 〇 都市公園法、同法施行令、同法施行規則、同法運用指針
- 都市緑地法、同法施行令、同法施行規則、同法運用指針
- 〇 岸和田市都市公園条例、同条例施行規則

- 岸和田市児童遊園条例
- 岸和田市総合体育館条例、同条例施行規則
- 岸和田市民体育館条例、同条例施行規則
- 岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- 岸和田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則
- 労働基準法ほか労働関連法令
- 大阪府遊泳場条例、同条例施行規則、大阪府遊泳場指導指針、プールの安全標準 指針(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、家電リサイクル法ほかリサイクル関連法令
- 動物の愛護及び管理に関する法律、展示動物の飼養及び保管に関する基準
- 施設維持・設備保守点検に関する法令等建設業法、建築基準法、電気事業法、消防法、水道法ほか関連法令
- 障害者差別解消法、同法施行令、同法施行規則
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、大阪府暴力団排除条例
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 食品衛生法
- その他、関連法規等

4) 利用料金制度の導入

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき「利用料金制度」を導入するため、「利用料金」は指定管理者の収入となります。ただし、市又は岸和田市教育委員会(以下「市側」という。)の主催により中央公園の有料施設及び総合体育館、市民体育館、運動広場等を使用する場合は、全額免除するものとします。また、公園の有料施設については、市側の主催、共催、地域団体主催により使用する場合は、全額免除するものとします。

なお、「利用料金」の額については、岸和田市都市公園条例及び岸和田市総合体育館条例、岸和田市民体育館条例、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例の規定による「使用料」の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市側の承認を得て定めることとします。

3. 業務の範囲

1) 中央公園の管理運営業務及び維持管理業務

中央公園における指定管理者が行う主な業務は、岸和田市都市公園条例第26条の規定に基づき、次のとおりとします。

○ 管理運営業務(施設等の保守管理業務、有料施設の使用許可等中央公園の利用に 関する業務、プール運営業務、駐車場に関する業務等)及び日常的な維持管理業務 (園内清掃、除草、施設修繕・整備、設備・備品等の点検、巡視点検、植栽管理、 緑地管理、動植物管理等)

*業務内容の詳細は「中央公園管理業務仕様書」を参照してください。

2) 公園の管理運営業務及び維持管理業務

公園における指定管理者が行う主な業務は、岸和田市都市公園条例第26条及び岸和田市児童遊園条例第6条の規定に基づき、次のとおりとします。

- 管理運営業務(施設等の保守管理業務、有料施設の使用許可等の利用に関する業務)及び日常的な維持管理業務(園内清掃、除草、施設修繕・整備、設備・備品等の点検、巡視点検、植栽管理、緑地管理、植物管理等、駐車場管理)
- *業務内容の詳細は、「岸和田市都市公園・児童遊園等管理業務仕様書」を参照して ください。

3)総合体育館の管理運営業務及び維持管理業務

総合体育館における指定管理者が行う主な業務は、岸和田市総合体育館条例第 14 条の規定に基づき、次のとおりとします。

- 管理運営業務(施設等の保守管理業務、施設の利用に関する業務、トレーニングルームの運営業務等)及び日常的な維持管理業務(館内外清掃、植栽管理、施設修繕・整備、設備・備品等の点検等)
- *業務内容の詳細は「総合体育館管理業務仕様書」を参照してください。

4) 市民体育館の管理運営業務及び維持管理業務

市民体育館における指定管理者が行う主な業務は、岸和田市民体育館条例第 18 条の規定に基づき、次のとおりとします。

○ 管理運営業務(施設等の保守管理業務、施設の利用に関する業務等)及び日常的な維持管理業務(館内外清掃、植栽管理、施設修繕・整備、設備・備品等の点検等) *業務内容の詳細は「市民体育館管理業務仕様書」を参照してください。

5) 運動広場等の管理運営業務及び維持管理業務

運動広場等における指定管理者が行う主な業務は、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第15条の規定に基づき、次のとおりとします。

- 管理運営業務(施設等の保守管理業務、施設の利用に関する業務等)及び日常 的な維持管理業務(清掃、除草、施設修繕・整備、設備・備品等の点検、巡視点 検、植栽管理等)
- *業務内容の詳細は「運動広場等管理業務仕様書」を参照してください。

6) 当該施設の企画事業

当該施設の設置目的の達成や市側が定める計画を推進するため、市側の指定する事業について、指定管理者が市民のニーズ等を考慮した企画立案を行い、市側と協議のうえ実施してください。

*業務内容の詳細は各施設の「施設の管理運営に関する共通仕様書」を参照してくだ さい。

7) 指定管理者として遵守すべき事項

当該施設の管理運営業務を行うにあたっては、下記事項を遵守するものとします。

- ① 当該施設は「公の施設」であり、その使用に際しては平等かつ公平な取扱いをすること。正当な理由がない限り施設の使用を拒むことはできません。
- ② 管理運営に当たっては、現行の地元町会、ボランティア等、市民と連携及び協働して安全・安心の施設管理運営を維持すること。
- ③ 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び岸和田市個人情報保護条例(平成12年条例第10号)の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- ④ 管理運営業務に係る情報の公開については、岸和田市情報公開条例 (平成 12 年条例第9号)の趣旨を踏まえて、公開に関する規定を定めるなど情報公開に取り組むこと。
- ⑤ 大きな事故(火災を含む。)や災害が発生した場合には、休日・夜間等に関わらず 現場に直行し、迅速かつ的確に対応するとともに、被害状況等について直ちに市側 へ報告し、その指示に従うこと。
 - *災害等により当該施設を避難所として使用する場合には、原則として市側が避難 者等の対応をしますが、施設管理者としての協力を求めることがあります。
- ⑥ 市側が実施する事業等への協力・支援等を、その求めに応じ積極的に行うこと。 *必要に応じ施設の先押さえ(優先使用)をします。
- ⑦ 当該施設の管理運営に係る市側及び国、府等が実施する各種調査・報告について は、できる限り速やかに対応すること。
- ⑧ 指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。 ただし、一部の業務については、市側の承認を得たうえで、委託することができます。

8) 指定管理者に付与する権限等

- ① 施設の使用許可(使用の制限、許可の取り消し等を含む。)
 - ※ ただし、目的外使用許可は市側が行います。

- ② 利用料金の減免及び還付(市側の定めに準ずる。)
- ③ 施設の使用時間や休場日、休館日等の変更(市側の承認が必要。)
- ④ 施設・設備の改修、整備等 利用者等の安全や利便の向上等を図るため、指定管理者が自発的に施設・設備の 改修、整備等を行うことは可能とします。(市側の承認が必要。)

9) 自主事業の実施

施設の有効利用や利用の促進のために必要と認める事業を自ら企画し、積極的に実施してください。ただし、原則として、次の条件等を満たすもの(事業)とします。 なお、当該施設を使用しないで行う自主事業についても、市側の承認を得たうえ実施できるものとします。

- ① 売店等を設置する場合は、当該施設の設置目的に合致し、効用を高めるものであること。
- ② 市民のスポーツ及びレクリエーションの場の提供や振興を図り、健康・体力の増進に資するものであること。
- ③ 当該施設の一般利用等を阻害する恐れのない事業。
- ④ 当該施設の利用促進を目指す事業。
- ⑤ その他、指定管理者の専門的なノウハウを活用した事業。
- *事業内容によっては、行政財産の目的外使用許可を要し目的外使用料を徴収、もしくは都市公園法第5条・第6条の許可を要し使用料を徴収する場合があります。
- *詳細については「指定管理者自主事業実施基準」を参考にしてください。

10) 責任分担

市側と指定管理者との主な責任の分担については、『責任等分担表』を基本として対応するものとします。

11) 留意事項

- ① 飲食料品の販売を目的とした自動販売機の設置は指定管理者の業務対象外とします(指定管理者自ら自動販売機を設置することはできません)。今後、市が新たに自動販売機を設置する場合、指定管理者はこれに協力することとします。自動販売機設置に伴い発生する負担と責任(電気代の負担、清掃、トラブル対応等)は原則として自動販売機設置業者が負うこととしますが、指定管理者には、これらの負担と責任の所在を明確にするため、自動販売機設置業者との間で協定書を定めていただきます。
- ② 指定管理者が、施設内に広告掲載※を実施する場合は、事前に市の許可を得ることとします(施設への誘客を目的とし、一時的に設置又は掲載するチラシ、パンフレット、リーフレット、ポスター等は広告として取り扱いません)。市が施設を利用し広

告掲載を行う場合は、事前に指定管理者と協議することとします。

- *掲載可能な広告内容、広告媒体、広告主等については、岸和田市広告収入事業実施要綱をご参照ください。
- ③ 市では、自主財源の確保、良好な施設運営の維持に資することを目的とし、ネーミングライツ※の導入を予定しています。指定管理者は、命名権者としての優先交渉権を得ますが、導入には別途手続きが必要です。指定管理者が権利を行使しない場合は、直接市が命名権者を公募します。公募を実施した場合、指定管理者は愛称を示した看板の設置等に協力することとします。
- ※ ネーミングライツとは、公共施設等への命名権の事です。民間事業者などは、市と 契約し対価を支払うことでネーミングライツを獲得し、企業名や商品名、ブランド名 等の愛称を施設に付与することが可能となります。

(ネーミングライツ対象施設)

中央公園、浜工業公園、総合体育館、市民体育館、運動広場、テニスコート ※上記以外の都市公園、児童遊園は対象施設から除外します。

4. 指定期間

平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間と します。

*指定期間中であっても、モニタリング等により管理を継続することが適当でないと 認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又 は一部を停止する場合があります。

5. 公募スケジュール

1)募集要項等の配布

募集要項等は次のとおり配布します。ただし、窓口での配布はありません。

- ア. 配布期間 平成30年12月18日(火)~平成30年12月27日(木)
- イ. 配布方法 募集要項等は、岸和田市のホームページからダウンロードしてください。http://www.city.kishiwada.osaka.jp/

2) 説明会及び質問

① 申請に関する説明会(質疑応答を含む。)

平成30年12月28日(金)午後1時30分から

場 所:岸和田市職員会館2F大会議室

- *説明会には必ず参加してください。(参加していないと申請ができません。) *説明会には募集要項等をご持参ください。
- ② 説明会への参加申込方法

「説明会参加申込書」を持参されるか、ファクシミリ又はメールで行ってください。電話及び郵送による申込みはお受けできません。

申込期限:平成30年12月28日(金)午前10時まで

申込場所:建設部水とみどり課

③ 質 問

質問がある場合は、平成31年1月11日(金)午後5時30分(厳守)までに「質問書」を持参されるか、ファクシミリ又はメールで行なってください。電話及び窓口での質問はお受けできません。(受付場所:建設部水とみどり課)

3) 応募書類の受付

① 受付日 平成31年1月21日(月)・22日(火)・23日(水)

午前10時~正午及び午後1時~午後5時

*提出期限(1月23日午後5時)を経過した後は、受付けません。

*提出期限後の応募書類の変更及び追加は認めません。

② 受付場所 説明会の申込場所と同じ

*提出書類は必ず持参してください。郵送された提出書類は受付けません。

4) その他

応募資格を有さないと認められる方からの質疑、説明会への出席は、お断りする ことがあります。

6. 応募資格

1)申請者資格

次の要件を満たす法人又はその他の団体(以下「団体」という。)若しくは複数の団体が構成するグループであること。グループで申請する場合は、構成する全ての団体が次の要件を満たす必要があります。なお、個人での申請はできません。

- ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方自治体から指定を 取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体でないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加資格)に該当しない団体であること。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更正手続きの開始決定又は再生計画の認可がなされている団体であること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にない団体であること。

- ⑥ 公園施設やスポーツ施設の管理運営実績を有するなど、当該施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体であること。
- ⑦ 募集に係る説明会に参加していること。(グループで申請する場合は、代表となる 団体が参加していれば申請できるものとします。)

7. 応募書類

1)提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

特に、事業計画書には、「審査基準」(別紙)を踏まえ、団体の理念や経営方針及び 当該施設を管理運営するにあたっての基本的な考え方や具体的な実施方策等を記載し てください。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 団体概要書(様式第2号)、施設管理運営実績(様式第2号-1)
- ③ 事業計画書(様式第3号)
- ④ 管理運営に関する収支予算書(様式第4号)
- ⑤ 誓約書(様式第5号)
- ⑥ グループ構成員表(様式第6号 グループで応募する場合のみ)
- ⑦ 障害者雇用計画書(様式第7号 障害者雇用をする場合のみ)
- ⑧ 説明会参加申込書(様式第8号)
- ⑨ その他、指定申請書に明示する添付書類
 - ・定款または寄付行為の写し及び登記簿の謄本事項証明書(法人以外の団体にあっては、これに相当する書類)
 - ・前事業年度の賃借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
 - ・市税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(1ヶ月以内に交付されたもの)
 - ・身分証明書(代表者のもの)
 - ・労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
 - ISO14000認証登録証の写し(取得している場合)
 - ・その他、市長が必要と認める書類
 - *提出された申請書類は、市の情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。

2) グループによる申請

サービスの向上並びに管理運営の効率化等を図るうえで必要な場合は、グループで 申請することができます。この場合においては、次の事項に留意してください。

- ① グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。この場合、他の団体は当該グループの構成団体として扱うものとします。ただし、団体概要書や市側が必要と認める書類については、構成団体の分も提出することとします。
- ② グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること又は単独で申請することはできません。
- ③ 本市が行う他の施設の公募に重複して申請することは可能です。ただし、複数の 指定管理者候補者として選定された場合には、当然それら全ての履行責任を負うこ とになります。

3)提出部数

書類は、A4版縦長横開きファイルに綴り、正本2部と各写し17部を同時に提出してください。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却できません。 *申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

8. 選定及び指定

1)申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を 行います。なお、参加資格要件を満たしていない申請者には、個別に連絡します。

2) 指定管理者審査委員会による審査・選定

指定管理者候補者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部有識者等で構成される岸和田市指定管理者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)により、提出された事業計画書等の審査及び応募者によるプレゼンテーションを実施のうえ、別紙の審査基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理者候補者として選定します。

3) 審查基準等

指定管理者候補者審査基準に基づき、審査委員会で審査します。

4)審査の方法

プレゼンテーション審査の実施

応募団体には、審査委員会において提案内容についてのプレゼンテーションを実施 していただき、審査委員会との質疑応答を行っていただきます。

プレゼンテーションの内容と、申請時に提出していただいた指定申請書等を踏まえ

て、審査委員会が総合的に評価し、指定管理者候補者を選定します。(市長決裁を経て正式に指定管理者候補者となります)ただし、指定管理候補者の審査・選定については、応募団体が著しく多数となる場合は、岸和田市指定管理者審査委員会により、申請書類等に基づく事前審査(書類審査)を実施し、5団体程度をプレゼンテーション審査への参加団体とする場合があります。事前審査を実施する場合は、市側は、事前に応募団体に対して事前審査を実施する旨通知し、また事前審査の結果についても、同様に応募団体に通知します。

5) 失格事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求 を行った場合、若しくは審査委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

6) 留意事項

- ① 提案内容について、市側は求める基準を満たしているかどうかを明確にするため、 全項目 300 点のうち、6割にあたる 180 点を基準とし、基準点以上であれば適合、 基準点未満であれば不適合とします。
- ② 公園施設、スポーツ施設の求める基準を満たしているかどうかを明確にするため、施設項目(公園施設:96点、スポーツ施設:96点)のうち、5割(公園施設:48点、スポーツ施設:48点)にあたる点を基準とし、それぞれの施設項目で基準点以上であれば適合、基準点未満であれば不適合とします。
- ③ 申請者が1団体であった場合においても、申請書類等を審査委員会に諮り、「指 定管理者候補者」の適否について①、②同様の取り扱いとします。
- ④ 選定結果は、全ての申請者に対し速やかに通知します。
- ⑤ 申請者(応募団体)名、選定結果の概要等を公開する場合があります。

7) 指定管理者の指定

審査委員会において決定された「指定管理者候補者」は、市議会での議決を経た後に「指定管理者」として指定されます。ただし、指定後においても、「指定管理者」として相応しくないと認める場合は、指定を取り消すことがあります。

9. 管理経費等に関する事項

1) 指定管理料参考額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。なお、各年度において市側が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。収支予算書(様式第4号)作成の参考にしてください。

 『中央公園指定管理料参考額』
 131,665千円(5年間総額)

 『公園指定管理料参考額』
 569,968千円(5年間総額)

 『総合体育館指定管理料参考額』
 364,025千円(5年間総額)

 『市民体育館指定管理料参考額』
 42,425千円(5年間総額)

 『運動広場等指定管理料参考額』
 112,616千円(5年間総額)

*『指定管理料参考額』には、消費税及び地方消費税8%を含む5年間総額で試算しています。

2) 留意事項

① 修繕等に係る経費

指定管理者が維持管理する施設・設備・備品等の修繕等に係る経費については、 年間 2,080 万円 (中央公園: 200 万円・公園: 1,300 万円・総合体育館: 300 万円・ 市民体育館: 60 万円・運動広場等: 120 万円・駐車場 100 万円) の予定金額を年間 の修繕費として、指定管理料に積算しています。

50万円未満のものについては、原則として指定管理料の範囲内で修繕するものとします。また、50万円以上の大規模改修又は緊急性を要するもの、年間の予定金額を超えた場合等については、市側と協議するものとします。

年間の予定金額は次年度に繰り越すことができますが、最終年度に予定金額の5年間の総額を超えない場合は、差額を返還していただきます。

② 備品購入に係る経費

指定管理者が備品を購入しようとするときは市側と協議するものとし、指定管理料に積算された経費から購入した備品は、原則市側に帰属するものとします。

3) 協定の締結

協定については、市と指定管理者が協議を行ったうえで「基本協定」を締結します。基本協定の発効により、単年度毎に「年度協定」を締結します。

- ① 「基本協定」の主な内容
 - ・指定期間
 - ・業務の範囲
 - 業務実施条件
 - 事業報告書の提出

- ・個人情報の保護
- •情報公開
- ・備品等の貸与
- ・リスク負担

・施設の改修等

- ・指定の取り消し
- ・モニタリングの実施
- 協定の変更
- ② 「年度協定」の主な内容
 - ・当該年度の業務内容
 - ・当該年度の指定管理料及び支払い方法

10. その他の留意事項

1) モニタリングの実施について

指定管理者による管理運営が適正になされているかどうか「履行確認」・「サービス 水準の確認」・「事業収支の確認」など、継続的にモニタリングを実施します。

*「公の施設の指定管理制度に係る運用指針 モニタリング編」を参照してください。

2) 管理事務所について

管理運営業務の拠点となる管理事務所については、総合体育館管理事務所を活用し、 利用者の多様なニーズ等に対応して、質の高いサービスの提供を図るとともに、各種 情報を発信する場としてください。

3) その他の指定管理施設以外の施設について

中央公園内にある都市公園法第5条の許可を受けた施設(ゲートボール場、旧岸和田村尋常小学校舎)については、指定管理の対象外の施設とします。ただし、指定管理者は施設の設置許可を受けた者とは互いに協議して運営を行い、中央公園として一体的に管理を行うこととします。また、未供用区域(公園整備予定地)についても、指定管理対象外ではあるが、公園の一体的管理を行うにあたり市と協議して除草など実施することとします。

*詳細は、「中央公園管理業務仕様書」・「岸和田市都市公園・児童遊園等管理業務仕様書」を参照してください。

11. 問い合わせ先

『中央公園、公園担当』

岸和田市岸城町7番1号 第2別館3階 岸和田市建設部水とみどり課 管理担当 TEL 072-423-9579 (直通) FAX 072-423-7239 メールアドレス mizutomidori@city.kishiwada.osaka.jp

『総合体育館、市民体育館、運動広場等担当』

岸和田市岸城町7番1号 旧館地下1階 岸和田市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課 管理担当 TEL 072-447-7072 (直通) FAX 072-423-5030 メールアドレス sports@city.kishiwada.osaka.jp